

表3:「広域専門指導員」という制度を知っているか?

(単位:件)

	よく知っ ている	知ってい る	聞いたこ とはある	初めて名前 を聞いた	その他	合計
医療機関	2 (3.0%)	11 (16.4%)	13 (19.4%)	41 (61.2%)	0	67
官公庁	34 (14.8%)	73 (31.7%)	38 (16.5%)	84 (36.5%)	1 (0.4%)	230
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	24 (7.5%)	52 (16.4%)	237 (74.5%)	0	318
児童福祉施設	2 (3.4%)	7 (12.1%)	13 (22.4%)	36 (62.1%)	0	58
障害者福祉施設	46 (18.6%)	97 (39.3%)	41 (16.6%)	62 (25.1%)	1 (0.4%)	247
当事者団体	3 (16.7%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	0	18
保育教育機関	8 (1.5%)	56 (10.8%)	126 (24.3%)	329 (63.4%)	0	519
その他	8 (12.9%)	21 (33.9%)	12 (19.4%)	21 (33.9%)	0	62
合計	108 (7.1%)	294 (19.4%)	300 (19.7%)	815 (53.7%)	2 (0.1%)	1,519

表4:「広域専門指導員」へ連絡する方法を知っているか?

(単位:件)

	よく知っ ている	知ってい る	聞いたこ とはある	知らない	その他	合計
医療機関	3 (11.1%)	7 (25.9%)	6 (22.2%)	11 (40.7%)	0	27
官公庁	36 (25.0%)	62 (43.1%)	19 (13.2%)	27 (18.8%)	0	144
高齢者福祉施設	5 (6.0%)	15 (17.9%)	17 (20.2%)	47 (56.0%)	0	84
児童福祉施設	2 (8.3%)	11 (45.8%)	5 (20.8%)	6 (25.0%)	0	24
障害者福祉施設	42 (23.0%)	80 (43.7%)	25 (13.7%)	36 (19.7%)	0	183
当事者団体	3 (23.1%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	0	13
保育教育機関	6 (3.1%)	46 (23.8%)	40 (20.7%)	99 (51.3%)	2 (1.0%)	193
その他	8 (18.6%)	21 (48.8%)	5 (11.6%)	9 (20.9%)	0	43
合計	105 (14.8%)	247 (34.7%)	118 (16.6%)	239 (33.6%)	2 (0.3%)	711

表5:「地域相談員」という制度を知っているか?

(単位:件)

	よく知っ ている	知ってい る	聞いたこ とはある	初めて名前 を聞いた	その他	合計
医療機関	2 (3.0%)	11 (16.7%)	13 (19.7%)	40 (60.6%)	0	66
官公庁	30 (13.0%)	67 (29.1%)	43 (18.7%)	89 (38.7%)	1 (0.4%)	230
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	31 (10.1%)	60 (19.6%)	210 (68.6%)	0	306
児童福祉施設	2 (3.4%)	9 (15.3%)	9 (15.3%)	39 (66.1%)	0	59
障害者福祉施設	40 (16.6%)	86 (35.7%)	49 (20.3%)	65 (27.0%)	1 (0.4%)	241
当事者団体	2 (13.3%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	5 (33.3%)	0	15
保育教育機関	7 (1.4%)	54 (10.8%)	137 (27.5%)	299 (60.0%)	1 (0.2%)	498
その他	6 (10.0%)	17 (28.3%)	16 (26.7%)	21 (35.0%)	0	60
合計	94 (6.4%)	278 (18.8%)	332 (22.5%)	768 (52.1%)	3 (0.2%)	1,475

表6:「地域相談員」へ連絡する方法を知っているか?

(単位:件)

	よく知っ ている	知ってい る	聞いたこ とはある	知らない	その他	合計
医療機関	3 (11.5%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	13 (50.0%)	0	26
官公庁	29 (20.7%)	45 (32.1%)	23 (16.4%)	42 (30.0%)	1 (0.7%)	140
高齢者福祉施設	2 (2.0%)	28 (28.3%)	21 (21.2%)	48 (48.5%)	0	99
児童福祉施設	0	8 (40.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	0	20
障害者福祉施設	34 (19.8%)	68 (39.5%)	26 (15.1%)	42 (24.4%)	2 (1.2%)	172
当事者団体	2 (18.2%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0	11
保育教育機関	7 (3.5%)	48 (24.0%)	43 (21.5%)	102 (51.0%)	0	200
その他	7 (17.5%)	15 (37.5%)	8 (20.0%)	10 (25.0%)	0	40
合計	84 (11.9%)	222 (31.4%)	132 (18.6%)	267 (37.7%)	3 (0.4%)	708

表7：条例の比較

	千葉県条例	山梨県条例	宮城条例案 ^a	鳥取県条例	愛知条例要綱案 ^b	国連権利条約 ^c
年および動き	平成19年7月1日施行	平成6年10月1日施行	平成17年5月15日作成案 (第7回「障害者差別をなくすための研究会」(平成17年5月26日開催)会議資料)	平成18年6月1日施行 平成19年4月1日、18年3月28日に遡り停止する条例が施行 (平成21年2月県議会に代替案 ^d を提案)	平成20年10月に議長に提出(議会への陳情書という形での提出)	2008(平成20)年5月3日発効
障害の定義	① 障害者基本法に規定する身体障害知的障害若しくは精神障害 ② 発達障害者支援法に規定する発達障害 ③ 高次脳機能障害 があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態	身体又は精神に障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活を営むに支障を有する者	身体障害、知的障害、精神障害又は発達障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける人	継続的に日常生活又は社会生活を営むに支障を有する程度 の身体障害、知的障害又は精神障害	心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の社会的に伴い、その時々の社会的環境において求められないことにより、個人が日常生活又は社会生活において継続的に制限を受ける状態 ① 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害 ② 発達障害者支援法に規定する発達障害 ③ 高次脳機能障害 があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態	長期的身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある人 機能障害は、種々のバリアと相互に作用することにより、機能障害のある人が他者との平等を基礎として、社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある

差別の定義	<p>① 不利益取扱いをすること</p> <p>② 障害のある人が障 害のない人と実質 的に同等の日常生 活又は社会生活を 営むために必要な 合理的な配慮に基 づく措置を行わな いこと</p> <p>※生活分野別に差別行 為をあげることによ り、差別の定義と してある。</p>	なし	<p>※生活分野別 に差別行為 をあげること により、差 別の定義と してある。</p>	<p>(人権侵害の定 義)</p> <p>① 不当な差別的 取扱い又は差 別的言動</p> <p>② 虐待</p> <p>③ 意に反して行 う性的な言動</p> <p>④ 名誉又は社会 的信用を低下 させる目的で、 公然と誹謗、中 傷、事実などの 情報を公然と 摘示</p> <p>⑤ 依頼を受けて 権利利益を不 当に侵害する おそれがある 物を取集する 行為</p> <p>⑥ 著しく粗野ま たは乱暴な言 動を反復する 行為</p> <p>⑦ 不特定多数の 者が有する属 性を識別する ことと可能と</p>	<p>④ 上記に準じる障害の 記録又は、そのよう な障害があるとみな される状態</p> <p>① 不利益な取扱い ② 排除ないし制限する 行為(直接差別・間 接差別)</p> <p>③ 実質的平等を確保す るための合理的な配 慮を怠ること</p>	<p>① 障害に基づくあらゆる 区別、排除又は制 限であって、政治的、 経済的、社会的、文 化的、市民的そのほ かのいかなる分野に おいても、他者との 平等を基礎として全 ての人権および基本 的自由を認識し、享 有し又は行使するこ とを害し又は無効に する目的又は効果を 有するもの</p> <p>② 合理的配慮を行わな いことを含むあらゆる 形態の差別</p>
-------	---	----	--	--	--	---

<p>責務 【自治体】</p>	<p>(県) ① 障害のある人に対する理解を広げる ② 差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定、実施 ③ 市町村と連携 ④ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p>	<p>(県) ① 障害者の自立と社会参加の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施 (市町村) ① 県の施策とあいまって、地域における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立と社会参加の促進に関する施策を策定、実施 ② 必要な財政上の措置を講ずるよう努める</p>	<p>(県および市町村) 障害のある人の地域における社会参加を促すと共に、障害のある人に対する差別が生じないようにしなければならない (県、市町村および県民) 積極的に人権教育、啓発を行い、障害者に対する無知、無関心、無理解、偏見をなくすよう努めなければならない</p>	<p>⑧ 自然と異なる情報を公に摘示する ⑧ 不当な差別的取り扱いを自然と表示する行為</p>	<p>① 施策の策定と実施の責任 ② 技術的、行政的、財政的支援の義務 ③ 市町村との連携と措置の義務</p>	<p>(締結国) 一般的な義務として ① 障害の差別もなされる種類の差別的ない、障害のある全ての人の全ての人権および基本的自由の完全な実現を確保、促進 ② 自国における利用可能な手段(資源)の最大限の範囲内で、又、必要な場合には国際協力の枠内で措置 ③ 条約を実施するため法令および施策を策定し及び実施するに当たり、ならびに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、</p>
<p>【県民(障害当事者を含む)】</p>	<p>(県民) ① 障害のある人に対する理解を深めるよう努める</p>	<p>障害者の自立と社会参加の促進に努めるとともに、県及び</p>	<p>(県民および事業者) 障害のある人に対する差別</p>	<p>なし</p>	<p>① 理解の努力 ② 当事者から発信の努力 ③ 施策への協力の努力</p>	

<p>差別の 内容 【福祉サ ービス】</p>	<p>② 県又は市町村が実 施するにあ る人に対する理解 を広げ、差別をな くするための施策に 協力するよう努め る (障害者および関係 者) 障害のあることによる 生活上の困難を周囲の 人に対して積極的に伝 えるよう努める</p>	<p>市町村が実施する 施策に協力する (障害者) 自ら進んで、その 自立を図り、社会 を構成する一員と して社会経済活動 に参加するよう努 めなければならない い</p>	<p>が生じないよ う配慮するこ とで、障害のあ る人の社会参 加を促すと共 に、障害のない 社会を実現す るよう努めら なければならない い</p>	<p>① 本人の に反して活 施設生 を強 こと ② 自立生 介助者 の選 利用 を制 限す ること</p>	<p>① 入所施設における生 活の強制 ② サービスの提供の拒 否、制限、条件を課 す ③ その他の不利益な取 り扱い</p>	<p>かつ、障害のある人 を積極的に関与させ る ④ 条約が締結国におい て認められている権 利もしくは自由を認 めていないこと又は その認める範囲がよ り狭いことを理由と して、それらの権利 及び自由を制限し又 は逸脱してはならな い ⑤ いかなる制限又は例 外もなしに、連邦国 家の全ての地域につ いて適用 など</p>	<p>特にピア・サポートを活 用して、効果的かつ適切 な措置 健康、ハビリテーション およびリハビリテーシ ョンの条項において保 健サービスとして詳述</p>
-------------------------------------	--	--	---	--	---	--	---

	<p>スの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>③ 障害者の福祉に関し専門的知識又は技術の有する者の養成及び確保に必要な施策を講じる</p>	<p>受診の機会を妨げ、サービスに格差を設けること</p>		<p>① 提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い ② 希望しない長期間の入院、医療の強制、隔離</p>	<p>障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める</p>
<p>【医療】</p>	<p>① 本人の生命又は身体への保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること</p>	<p>(県の努力義務)</p> <p>① 障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるようにする</p> <p>② 医療機関等と連携を図り、障害の原因となる発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずるようにする</p>	<p>行政や接客等サービスの利</p>		<p>提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な</p>	<p>各種サービスとして他の条項の範囲に包含</p>
<p>【商品・サービス】</p>	<p>サービスの性質を著しく損なうこととなる場</p>					

	<p>合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>		<p>用を制限し、拒否すること</p>		<p>取扱い</p>	
<p>【雇用】</p>	<p>① 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な</p>	<p>(県の努力義務) 障害者がその能力に応じて適当な職業に就くことのできるようにつため、職業能力の開發及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講じる</p>	<p>雇用・解雇・賃金、労働条件において不利に扱うこと</p>		<p>① 応募・採用の拒否、条件を課す、その他不利益な取扱い ② 労働条件、配置、福利厚生などでの不利益な取扱い ③ 障害を理由とした解雇、退職の強制</p>	<p>他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める</p>

<p>【建物・公共交通機関】</p>	<p>③ 本人が業務の本質的部分を遂行する場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること</p>	<p>(県の努力義務)</p> <p>① 障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるよう、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講じる</p> <p>② 障害者に対する理解を思いやる児童等を育成するための福祉教育を推進する</p>	<p>本人およびその親権者の意先を指し、過度の親権者の負担を強いること</p>	<p>① 適切な指導・必要ないこと ② 本人又は保護者が希望しない学校への入学の強制的負担を課すこと ③ 利用の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>	<p>物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービス</p>	<p>あらかゆるる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する</p>
<p>【教育】</p>	<p>① 本人に必要な適切な指導及び支援を受け、機会を与えないこと ② 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること</p>	<p>(県の努力義務)</p> <p>① 障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるよう、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講じる</p> <p>② 障害者に対する理解を思いやる児童等を育成するための福祉教育を推進する</p>	<p>本人およびその親権者の意先を指し、過度の親権者の負担を強いること</p>	<p>① 適切な指導・必要ないこと ② 本人又は保護者が希望しない学校への入学の強制的負担を課すこと ③ 利用の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>	<p>物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービス</p>	<p>あらかゆるる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する</p>
<p>【建物・公共交通機関】</p>	<p>① 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障</p>	<p>(県の努力義務)</p> <p>① 障害者が公共の交通機関を容易に利用できる</p>	<p>① 公共交通機関の利用を制限、拒否</p>	<p>利用の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>	<p>物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービス</p>	<p>あらかゆるる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する</p>

	<p>害を理由として、不特定かつ多数の利用に供される他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p> <p>② 本人の生命又は身体への保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>るようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない</p> <p>その他福祉のまちづくりに関連して、助言、指導、検査、立ち入り調査、勧告、公表を規定</p>	<p>② 不特定かつ多数の利用者の施設の利用を制限、拒否</p>		<p>ビスにアクセスすることを確保すること</p> <p>可能な限り自立して移動することを確保する</p>
<p>【不動産取引】</p>	<p>障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>		<p>取得・利用において不利に扱うこと</p>	<p>売却、賃貸、転貸、賃借権の譲渡を拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取扱い</p>	
<p>【情報の提供】</p>	<p>① 障害のある人に対して情報提供をすること</p>	<p>(県の努力規定)</p> <p>① 県民が障害者について理解</p>	<p>視覚、聴覚、知的障害者等の情報の利用を</p>	<p>本人への提供、本人の提供について拒否、制限、条件を課す、その他不利</p>	<p>表現および意見の自由についての権利を行使することができること</p>

	を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利な取扱いをすること ② 障害を理由として、障害のある人が情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利な取扱いをすること	を深めるため に必要なる啓発活動を行う ② 障害者の自立活動と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努める	制限、拒否すること	益な取扱い	を確保する
【選挙権の行使】			政治的権利の行使を制限し、拒否すること	① 機会、権利行使を剥奪、制限する、利益な取扱い ② 政治参加の拒否、制限、条件を課す、その他不利な取扱い	政治的権利の享受および権利を行使する機会を保障
【行政手続き】				中立的な規定や基準の適用、取扱いが障害者に不利な結果を招くこと	法律の前における平等な承認、司法へのアクセスの確保として詳述
【文化的生活】		(県の努力義務) ① 障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加すること			自己およびその家族の適切な生活水準についての、ならびに生活条件の不断の改善についての権利を認め、権利を実現することを保障しおよび促進する

<p>虐待の定義</p>	<p>① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産的搾取</p>	<p>② ② 被害者の国際 友好親善に資 するたための施 策を推進する</p>	<p>ができるよう にするために 必要な施策を 講じる</p>	<p>差別救済委員 会の設置</p>	<p>9人以内とし過 半数以上を障 害者</p>	<p>相談、助言、幹 旋、是正勧告、 公表</p>	<p>【相談員】 広域専門指導員の委嘱 相談、調査、助言、幹 旋、勧告、訴訟の援助、 表彰、情報の提供</p>	<p>① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産的搾取</p>	<p>権利委員会設置(知事 の付属機関)</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産的搾取</p>	<p>搾取、暴力および虐待と 併記</p>	<p>文化的な生活に参加す る権利を認める</p>
<p>解決のため の仕組み 【調整】 【構成】</p>	<p>・ 20人以内 ・ 障害のある人 ・ 果議会議員 ・ 福祉、医療、雇用、 教育、法律その他 障害のある人に対 する差別的解消に ついて専門的な知 識を有する者</p>		<p>人権侵害救済推進 委員会の設置</p>	<p>議会の同意を得て 知事が任命 5人のうち両性が2 人以上 弁護士を含む</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>・ 発効時は12人の専門 家で構成し、最大18 人 ・ 地理、文明、法体系、 性別などの条件に加 え、障害のある専門家 が参加することを考 慮</p>								
<p>【相談員】 【調整の方 法】</p>	<p>広域専門指導員の委嘱 相談、調査、助言、幹 旋、勧告、訴訟の援助、 表彰、情報の提供</p>	<p>相談、助言、幹 旋、是正勧告、 公表</p>	<p>相談、調査、助言、 紹介、幹旋、説示、 啓発、その他の指 導、関係の調整、 犯罪の告発 (代替案)</p>	<p>専門指導員の委嘱 ・ 相談支援専門員、自立 支援協議会との相互連 携を図る ・ 相談、助言および幹旋 の申し立て、事実の調 査、勧告、公表、意見 の聴取、訴訟の援助、</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>	<p>過半数が障害者もしくは は家族</p>								

【罰則】	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金		秘密の漏えいの禁止(規定に違反した者は、5万円以下の過料)	助言、相談機関の紹介、関係機関と連携した支援、関係機関への支援 守秘義務 在任中の政治活動の制限	表彰、情報の提供	
【その他】	推進黨議を設置し分野別會議を置く				秘密の漏えいの禁止(守秘義務規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)	推進黨議を設置し、分野別に會議を置く

a: 千葉県「障害者差別をなくすための研究会」會議資料より

b: 愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)ホームページより

c: 「川島=長瀬仮訳」²⁾より、抜粋し一部を要約

d: 代替案は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」(平成8年8月1日施行)の一部を改正することを目的としたものである。

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
堀口寿広	総説—知的障害福祉（障害者自立支援法を含めて）	加我牧子，佐々木征行，須貝研司	国立精神・神経センター 小児神経科診断・治療マニュアル 改訂第2版	診断と治療社	東京	2009	438-450
堀口寿広	心理検査	加我牧子，佐々木征行，須貝研司	国立精神・神経センター 小児神経科診断・治療マニュアル 改訂第2版	診断と治療社	東京	2009	243-251
高梨憲司	明日の地域社会へと誘なう『障害者条例』	千葉県障害者条例情報発信プロジェクトチーム	障害者条例を必要としているあなたへ—たったひとつから全国のまちへ—	ぎょうせい	東京	2009	139-140

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
堀口寿広，秋山千枝子，昆かおり	発達障害児の保護者にみられた気分障害の特徴	臨床精神医学	37(9)	1193-1200	2008
堀口寿広	地域支援ネットワークの活用による発達障害児・者の支援	小児科臨床	61(12)	2669-2674	2008
堀口寿広	保育・教育の現場では 発達障害をもった子どもたちやその周辺の子どもたちのためにどのような機関と連携がとれるか？	チャイルドヘルス	11(10)	700-704	2008

IV. 研究成果の刊行物・別刷

国立精神・神経センター

小児神経科 診断・治療マニュアル

改訂第2版

【編著】

加我牧子


(国立精神・神経センター精神保健研究所所長)

佐々木征行

(国立精神・神経センター病院小児神経科科長)

須貝研司

(国立精神・神経センター病院小児神経科医長)

 診断と治療社

障害者条例を
必要としている
あなたへ

たったひとつから全国のまちへ

編集／千葉県障害者条例情報発信プロジェクトチーム

ぎょうせい

特集: うつ病周辺群のアナトミー

発達障害児の保護者にみられた気分障害の特徴

堀口寿広¹⁾ 秋山千枝子²⁾ 昆かおり³⁾

抄録: 発達障害児の保護者に気分障害があった5事例を検討し、支援のあり方を考察した。保護者の状態はうつ病として定型的なものではなく、周囲に特定の対応を要求する例があった。現在のうつ状態を保護者の成育歴や、子どもの状態によるものと心因的に理解できる例もあったが、保護者の対応からは保護者自身が発達障害に関連した認知特性を有していると考えられる例もあった。発達障害児の保護者に気分障害がある例では、気分障害と発達障害の認知特性という2つの視点から、複数の機関が連携して支援することが有効と考えた。

臨床精神医学 37 : 1193 ~ 1200

Key words: 連携(collaboration), 発達障害(developmental disorders), 説明と同意(informed consent), 気分障害(mood disorder), 医師患者関係(physician-patient relationship)

(2008年8月8日受理)

1 はじめに

子どもの支援では、子どもにわかりやすい説明をしつつ、保護者へ説明して正式な同意を得る。支援者—被支援者という区分³⁾をすると、保護者は被支援者たる子どもの代諾者である。また、支援者が保護者に子どもへの接し方などを提案するときは、支援者は保護者を子どもと一体の被支援者ととらえている。

しかし、支援が円滑に実施されるためには保護者の理解と協力が欠かせないし、家庭での対応はまさに保護者が支援者となっている²⁾。したがって、家族と共同し家族を支援者とみなした支援が必要である³⁾。小児科医療には、年齢や知的発達水準によって子どもの同意能力が異なる、保護者が支援者と被支援者を兼ねた存在であるという特徴がある。

さらに、発達障害児の支援では、保護者の認識は子どもの発達段階によって変化する²⁾。発達障害児の保護者には、燃え尽きや神経症に該当する者が一般人口に比べて多いことが知られており⁴⁾、子どもの評価と並行して保護者の認識の状態を知る必要がある。

近年、発達障害への関心の高まりから受診・相談者数が増えている⁴⁾が、中には過剰な心配や不安を持つ保護者もある。一方で、相談せずに「育てにくい子」と認識している保護者もあり、児童虐待の要因の1つになる²⁾。心配や不安をうつ状態と関連したものとするならば、発達障害をキーワードにした保護者の気分障害は近年増加している可能性があり、支援のあり方を検討する必要がある。

そこで本稿では、発達障害児の保護者に気分障害があった事例を取り上げ、特徴に基づいた支援のあり方を考察した。

Features of mood disorders observed in parents of children with developmental disorders

¹⁾ Horiguchi Toshikuro 国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部 [〒187-8553 小平市小川東町 4-1-1]

²⁾ Akiyama Chieko あきやま子どもクリニック ³⁾ Kon Kaori 皆春堂かおり小児科

特集

人とうまくかかわれない子どもへの対応

●発達障害をもつ子どもへの対応を中心に●

7

保育・教育の現場では

～発達障害をもつ子どもたちやその周辺の子どもたち

のためにどのような機関と連携がとれるか?～



国立精神・神経センター精神保健研究所 堀口寿広

子どもたちの支援は、一人一人の特性を踏まえたものであることが必要であり、支援を有効にするために連携が欠かせません。しかし、連携という言葉をよく耳にはするものの具体的なイメージが湧かないという方も多いのではないのでしょうか。

連携とは

明確な定義はありませんが、ほかの機関とのネットワークを活用して、①子どもたちや家族に適切なほかの機関の利用を紹介すること、②子どもたちや家族に関する情報をほかの機関と交換すること、③関係者と支援会議を開催すること、など、地域を舞台に行なう幅広い活動と考えてください。

いつ連携をするのか

私が講演をすると、きまって参加者から「ウチにこんな利用者さん

(児童生徒)がいるが、どうしたらいいか？」と質問を受けます。この種の質問には、質問することについて保護者のご同意をいただいていない、さらには施設長(管理職)の了承を得ていないという問題点があります。そもそも、お会いしたこともないお子さんについて不用意にアドバイスなどできません。そこで私は、回答をお断りするか、あくまで一般論として回答するのですが、「それでもうまくいかなかったらどうするのか？」と、さらに質問されることがあります。

実は「どうしたらいいか？」という言葉が最初に口を突いて出たときが、連携のタイミングなのです。目の前の状況が自分一人では手に負えないほど複雑であるか、残念ながら自身には対応するだけの知識や力量が不足しているか、どちらかです。サッカーにたとえると選手交代のサ

インボードが出ている状態といえるでしょう。ですから、「それでもうまくいかなかったら？」というのは、選手交代を告げられているのにプレーを続行するようなものです。引き続き支援したいという熱意と責任感は評価しますが、「どうしたらいいか？」と思った時点で、一人で抱え込まずに、すみやかに連携のための行動を始めましょう。

どうしたらよいか

具体的な困りごとと対応についてはほかの先生がお書きくださっているでしょうから、表1に例を示すとどめます。子どもたちに必要な連携は、発達障害があるかないかにかかわらずおわかりいただけたと思います。そこで、基本となる連携の方法をまとめます。

- 1) ネットワークのつくり方
ネットワークは連携の足場となる

著者プロフィール 東京医科歯科大学大学院修了。著書(分担執筆)として「医師のための発達障害児・者診断治療ガイド」(診断と治療社、2006年)、「スクールカウンセリングマニュアル」(日本小児医事出版社、2007年)など。